

諮問番号：平成29年度諮問第9号

答申番号：平成29年度答申第11号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

### 第2 審理関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張の要旨

次の点により、原処分（重症認定患者に係る不認定処分）は、違法又は不当である。

- (1) 原処分は身体障害者手帳を参考に審査を行っているが、重症認定患者と身体障害者の認定は根拠法も異なる別制度であるから問題である。
- (2) 身体障害者手帳は、公共機関や民間の施設において提示する機会の多いものであり、病名まで掲載する必要はないから、同手帳の障害名と重症認定の疾病名は一致するものではない。
- (3) 道の実施要領では、対象疾患を主たる原因として交付されたことが明らかである手帳を所持している者にあつては、同手帳の写しをもって診断書に代えることができると記され、同手帳の障害名と重傷認定の疾病名の一致までは求められていない。手帳の障害（再発性脊髄炎）は、重症認定の疾病（多発性硬化症）の代表的な病気である。
- (4) 重症認定患者の判断が必要であれば、特定医療費の支給認定における臨床調査個人票にその項目を載せるべきで、改めて、身体障害者手帳や診断書を提出させるのは問題がある。

#### 2 処分庁の主張の要旨

- (1) 原処分は、法令等に基づき、身体障害者手帳の記載内容を確認して行っているため適法である。
- (2) 重症認定患者の申請には、原則として診断書の添付を求めており、重症認定の疾病が主たる原因であることが明らかな場合には、当該疾病名の記載のある手帳の写しを求めているにすぎない。
- (3) 道の実施要領の「対象疾患を主たる原因として交付されたことが明らかである身体障害者手帳」の「対象疾患」とは、認定を受けている指定難病を指し、本件の申請においては、手帳に「多発性硬化症」又は「視神経脊髄炎」が原因として記載されていることが必要である。
- (4) 特定医療費の支給認定と重症認定患者の認定は、認定基準が異なることか

ら、それぞれ添付資料を求めるもので、臨床調査個人票と診断書が別葉となっていることに問題はない。

### 第3 審理員意見書の要旨

- 1 原処分は、難病の患者に対する医療等に関する法律及び重症認定患者の認定基準等に照らし、認定要件を満たさないとしてなされたものであり、法令等の規定に従い、適正に行われたものであるから、違法、不当な点は認められない。
- 2 審査請求人の重症認定患者の認定申請は、医師の診断書ではなく、身体障害者手帳の写しを添付してなされたものであるところ、審査請求人は、道の実施要領によれば、重症認定に係る疾病名（「多発性硬化症」又は「視神経脊髄炎」）と同手帳の障害名（「再発性脊髄炎」）の一致までは求められておらず、「多発性硬化症」又は「視神経脊髄炎」は、「再発性脊髄炎」の代表的な原疾患であるから、原処分は違法又は不当であると主張しているものと解される。

しかし、重症認定患者の認定は、本来、医師の診断書により審査し、重症認定に係る疾病が主たる原因で身体障害者手帳を受けている患者は、同手帳の内容だけで認定してよいとする道の実施要領の趣旨から判断すると、重症認定に係る疾病名と同手帳の疾病名は同一のものであると認められることが必要と解され、「再発性脊髄炎」は、「多発性硬化症」又は「視神経脊髄炎」以外の疾患を原疾患とすることがあり、「再発性脊髄炎」が「多発性硬化症」又は「視神経脊髄炎」を主たる原因としたものであることが明らかともいえないから、審査請求人の主張を採用することはできない。

また、審査請求人は、重症認定患者の認定申請で、身体障害者手帳や診断書を提出させること、同手帳の記載内容で審査を行うことは問題であるとも主張するが、診断書に代えて同手帳により審査することも認められる取扱いは、認定を受けようとする患者の便宜を考慮したものといえるから、審査請求人の主張を採用することはできない。

- 3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、本件審査請求は、棄却されるべきである。

### 第4 調査審議の経過

平成29年5月24日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月29日の審査会において、調査審議した。

### 第5 審査会の判断の理由

難病の患者に対する医療等に関する法律及び同法施行令による重症認定患者の認定申請は、厚生労働省の審査基準によれば、医師が作成した重症であることを証明する診断書を添付して行うものとされ、北海道の実施要領によれば、対象疾

患（重症認定患者の認定に係る疾病）を主たる原因として交付されたことが明らかである手帳を所持している者にあつては、当該手帳の写しをもって診断書に代えることができるとされている。

そこで、審査請求人が診断書に代えて提出した身体障害者手帳をみると、同手帳に記載された障害名は「再発性脊髄炎による両下肢機能の著しい障害」とされていた。

この点、「再発性脊髄炎」は、医学的にみると、本件の重症認定患者の認定に係る疾病である「多発性硬化症」又は「視神経脊髄炎」以外の疾患を原疾患とする場合もあり、必ずしも「多発性硬化症」又は「視神経脊髄炎」を主たる原因とする疾病とはいえないとされている。

こうした事実関係からすると、審査請求人の身体障害者手帳（「再発性脊髄炎による両下肢機能の著しい障害」）は、重症認定患者の認定に係る疾病（「多発性硬化症」又は「視神経脊髄炎」）を主たる原因として交付されたことが明らかであるとまではいえないから、同手帳の写しのみをもって重症認定患者の認定を行うことはできないとした処分庁の判断には、違法、不当な点は認められないといふべきである。

したがって、原処分には、これを取り消すべき違法又は不当な点は認められないし、審理員の審理手続も適正なものと認められ、これを踏まえて本件審査請求を棄却するべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

#### 北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 八 代 眞 由 美